

## 学習指導要領について

大半の中学校等で部活動が設置・運営され、運動部であればおよそ6割の生徒が加入している状況も踏まえ、部活動は教育課程外の活動であるが、現行の中学校学習指導要領の総則にその意義や留意点が規定されている。

しかし、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域におけるスポーツ環境の整備充実に伴い、学校の部活動に代わり、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される中、中学校学習指導要領の総則の部活動に係る規定を適切に見直していく必要がある。

### 1. 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な部活動の運営

#### 【経緯】

- ・ 昭和26年に制定された中学校学習指導要領において、特別教育活動としての「クラブ活動」の規定は設けられたが、部活動の規定は特になかった。その後、昭和52年改訂の中学校学習指導要領において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある。」として、「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」である部活動について、適切に実施できるよう配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、部活動の意義や留意すべき事項が初めて設けられ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」と規定された。これは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（中央教育審議会答申・平成20年1月）によれば、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動

の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との理由から設けられたものである。

平成 29 年の改訂においては、平成 20 年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」が追記された。

#### 【課題】

- ・ 上述のとおり、平成元年の改訂において正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替とすることができると規定されていたことも影響して、「クラブ活動」が廃止されたにもかかわらず、一部の学校においては、部活動に生徒全員を強制加入させるような、部活動の本来の趣旨とは異なる運用が行われており、「平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁）」においては、生徒の部活動への所属方針について、公立中学校の 30.4%が「全員が所属し、活動も原則参加する」と回答している。
- ・ 現行の中学校学習指導要領に部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならず、また教員が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もある。
- ・ 中学校学習指導要領においては、「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、運動部活動は、特に教科の保健体育との関連が図られる必要がある。  
現行の中学校の保健体育科においては、運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができることや、共生の視点を重視して改善を図ることが重視されている。  
今後、地域移行が完了するまでの間に過渡的に設置・運営される運動部活動は、このような視点を重視した活動とし、スポーツを楽しみたいと思っている生徒や運動が苦手な生徒、障害のある生徒などがより参加しやすい活動としていく必要がある。
- ・ また、現行の中学校の保健体育科においては、小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに、自らが更に探求したい運動などを選択できるようにするため、第 1 学年及び第 2 学年で、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び「体育理論」をすべて履修させ、第 3 学年では「体づくり運動」及び「体育理論」を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることとされている。  
今後、地域移行が完了するまでの間に過渡的に設置・運営される運動部活動は、生徒の発達の段階を踏まえて中学校学習指導要領に定められている保健体育科の

教育課程編成の考え方を踏まえ、3年間で幅広い経験ができるようにしていく必要がある。

#### 【対応策】

○ 中学校等において、運動部活動の地域移行が完了するまでの間に過渡的に運動部活動が設置・運営される場合には、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が、どの中学校等においても実施される必要がある。そのため、以下のような課題について、国から必要な指導内容について通知を発出し、必要に応じて学習指導要領総則解説編に明記し、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要があるのではないか。

- ・ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不相当であること
- ・ 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること
- ・ 運動部活動の地域移行が完了するまでの間に過渡的に実施する場合には、学校の業務として行われるが、必ずしも教員が担う必要のない業務であり、教員に限らず部活動指導員や外部指導者など適切な指導者の下で行われるものであること
- ・ 運動部活動においては、スポーツを楽しみたいと思っている生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を行うこと
- ・ 教科の保健体育の教育課程編成の考えに則り、運動部活動でも複数のスポーツ等を幅広く経験できるようにすること  
例えば、保健体育の教育課程との関連が十分に図られるよう、第1学年及び第2学年では、シーズン制の導入等により、陸上競技、球技、武道、ダンス等を幅広く経験できるようにし、第3学年においては生徒自身が更に深めたい競技種目の活動を選択できるようにすることなどが考えられること  
その際、文化や科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること
- ・ 地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと  
例えば、地域でのスポーツ環境の整備充実に資するよう、地域のスポーツ団体等と協力して、その中学校等の生徒だけでなく近隣の中学校等の生徒や地域住民も一緒にスポーツを行う活動を行う等の工夫を行うことが考えられること

## 2. 中学校学習指導要領の次期改訂の際における見直し

#### 【課題】

- ・ 現行の中学校学習指導要領は、多くの学校で部活動が設置・運営されることが前提

となっている規定となっている。

今後、少子化や学校の働き方改革の進展や、地域におけるスポーツ環境の整備充実に伴い、地域においてスポーツ活動や文化活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれるが、そのような状況に合致したものとする必要がある。

#### 【対応策】

- 現行の中学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第5 学校運営上の留意事項」において、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に、学校が行うカリキュラム・マネジメントや学校評価、部活動等に係る留意事項が規定されており、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、家庭や地域の人々とともに生徒を育ていく観点から家庭や地域社会との連携等が規定されている。
- 学習指導要領は、およそ10年に1度、改訂されており、中学校学習指導要領は直近では平成29年に改訂されている。今後、地域におけるスポーツ環境の整備が進められ、地域においてスポーツや文化活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、そのための体制整備の状況も見据えながら、次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を見直す必要があるのではないかと。
- 今後、部活動はどの学校においても設置・運営されるものではなく、設置・運営されている場合であっても地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間に過渡的な措置として維持されるものとして位置付けていく必要があることから、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項については、削除することや、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間に過渡的な措置として中学校等に設置・運営される部活動についての規定であることを明確化し、そのような部活動に求められる留意事項を規定することなどが考えられるのではないかと。
- また、今後、地域におけるスポーツ環境の整備が進められ、学校に代わり地域においてスポーツや文化活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、学校は家庭や地域のスポーツ等に関わる人々とともに生徒を育ていくことがより求められていく。  
そのため、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、学校は教育課程の編成及び実施に当たっても地域におけるスポーツ団体等と連携協働を深める旨を規定することが考えられるのではないかと。

(参考資料)

## 中学校学習指導要領（平成 29 年告示） 抜粋

### 第 1 章 総則

#### 第 5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

##### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の中学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，小学校，高等学校，特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

## 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 抜粋

### 第 5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

#### ② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ）

中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。

このため，本項では生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動について，

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること，
- ② 部活動は，教育課程において学習したことなども踏まえ，自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから，第 2 章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ，生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること，
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから，設置者等と連携しながら，学校や地域の実態に応じ，教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ，部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力，体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと，

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。